

株主各位

第160期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

新株予約権等に関する事項	1頁～	3頁
連結注記表	4頁～	30頁
株主資本等変動計算書		31頁
個別注記表	32頁～	43頁

NGK株式会社

新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第3回新株予約権 (2007年7月27日) 及び (同年8月10日)	取締役1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2007年8月31日 ～ 2037年6月30日	該当せず
第4回新株予約権 (2008年7月28日)	取締役1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2008年8月14日 ～ 2038年6月30日	該当せず
第5回新株予約権 (2009年7月30日)	取締役1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2009年8月18日 ～ 2039年6月30日	該当せず
第6回新株予約権 (2010年7月29日)	取締役1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2010年8月17日 ～ 2040年6月30日	該当せず
第7回新株予約権 (2011年7月28日)	取締役1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2011年8月16日 ～ 2041年6月30日	該当せず
第8回新株予約権 (2012年7月30日)	取締役1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2012年8月16日 ～ 2042年6月30日	該当せず
第9回新株予約権 (2013年7月31日)	取締役1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2013年8月17日 ～ 2043年6月30日	該当せず
第10回新株予約権 (2014年7月31日)	取締役1名 6個	6,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2014年8月20日 ～ 2044年6月30日	該当せず
第11回新株予約権 (2015年7月30日)	取締役1名 6個	6,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2015年8月19日 ～ 2045年6月30日	該当せず
第12回新株予約権 (2016年7月28日)	取締役2名 8個	8,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2016年8月17日 ～ 2046年6月30日	該当せず

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第13回新株予約権 (2017年7月28日)	取締役2名 8個	8,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2017年8月17日 ～ 2047年6月30日	該当せず
第14回新株予約権 (2018年6月26日)	取締役3名 10個	10,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2018年7月13日 ～ 2048年6月30日	該当せず
第15回新株予約権 (2019年6月21日)	取締役4名 12個	12,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2019年7月10日 ～ 2049年6月30日	該当せず
第16回新株予約権 (2020年6月29日)	取締役5名 15個	15,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2020年7月16日 ～ 2050年6月30日	該当せず
第17回新株予約権 (2021年6月28日)	取締役5名 31個	31,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2021年7月15日 ～ 2051年6月30日	該当せず

(注) 1. 上記取締役には、いずれも社外役員は含まれておりません。

2. 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日（以下、本注記において「権利行使開始日」という。）から、同じく6年を経過する日又は新株予約権を行使することができる期間の最終日（以下、本注記において「権利行使最終日」という。）のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、権利行使最終日の1年前の応当日（以下、本注記において「応当日」という。）に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、応当日の翌日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

3. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたとときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

4. 新株予約権の数は、当初発行された個数から、既に権利行使された個数及び権利失効した個数を減じて記載しております。

② その他新株予約権等に関する重要な事項

上記①以外で、当事業年度の末日に当社の執行役員が有する新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第13回新株予約権 (2017年7月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 1名 2個	2,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2017年8月17日 ～ 2047年6月30日	該当せず
第14回新株予約権 (2018年6月26日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 2名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2018年7月13日 ～ 2048年6月30日	該当せず
第15回新株予約権 (2019年6月21日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 4名 8個	8,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2019年7月10日 ～ 2049年6月30日	該当せず
第16回新株予約権 (2020年6月29日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 6名 12個	12,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2020年7月16日 ～ 2050年6月30日	該当せず
第17回新株予約権 (2021年6月28日)	執行役員 (取締役兼務執 行役員を除く) 9名 27個	27,000株	払込みを 要しない	1株当たり1円	2021年7月15日 ～ 2051年6月30日	該当せず

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数：46社

主要な連結子会社の名称

NGK CERAMICS EUROPE S.A.、NGK CERAMICS USA, INC.、
NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司、NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.、
NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C.V.、
NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.、
エヌジーケー・セラミックデバイス(株)、NGKエレクトロデバイス(株)、
FM INDUSTRIES,INC.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

エヌジーケー・ライフ(株)、エヌジーケーゆうサービス(株)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

持分法適用非連結子会社の数：1社

エヌジーケー・ライフ(株)

(2) 主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

エヌジーケーゆうサービス(株)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、当該会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社については決算日が連結決算日（3月31日）と異なります。うち中国とメキシコ等にある子会社7社については3月31日の仮決算に基づく決算数値を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

その他有価証券：

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブの評価基準：時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法：

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 3年～12年

② 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

当社及び一部の連結子会社は、販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積もり、計上しております。

③ 事業構造改革引当金

当社は、N A S[®]電池の製造及び販売活動の終了に伴い、将来発生が見込まれる費用又は損失について事業構造改革引当金を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは独自のセラミック技術を応用し、社会の基盤を支え、環境保全に役立つ様々な製品を製造、販売しております。事業別の主な履行義務の内容は以下の通りであります。

(エンバイロメント事業)

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売等、化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、加熱装置・耐火物、低レベル放射性廃棄物処理装置を主とした産業機器関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

(デジタルソサエティ事業)

半導体製造装置用製品の製造・販売等、電子工業用製品を主とした電子部品関連の製造・販売等、ベリリウム銅製品及び金型製品を主とした金属関連の製品の製造・販売等を行っております。

(エネルギー&インダストリー事業)

電力貯蔵用NAS[®]電池を主としたエナジーストレージ関連の製品の製造・販売、サービスの提供、がいし、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置を主としたがいし関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

② 履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

当社グループは以下イ、ロ、の場合を除き、国内販売については主に製品が顧客に着荷した時点又は顧客の検収が完了した時点等、輸出販売については主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき顧客にリスクが移転したと判断される時点等で、提供した資産等に関する対価を収受する権利を当社グループが有し、法的所有権、物理的占有、重大なリスク等が顧客に移転することから、資産に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

イ. 請負契約

主にエンバイロメント事業及びエネルギー&インダストリー事業で締結している請負契約については製品又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ. 役務提供が付随する製品販売

主にエンバイロメント事業及びエネルギー&インダストリー事業で行っている製品販売について、当該製品販売に関連する据付工事や試運転等の役務提供を別契約として締結した場合であっても、当該製品販売とそれに付随する役務提供契約は単一の履行義務として、役務提供完了時に資産等に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息
商品スワップ	エネルギー等の調達価格

・ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスク、エネルギー等に係る調達価格変動リスクについてヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、米国の一部連結子会社においては、年金以外の退職後給付費用についてもその総額を見積もり従業員の役務提供期間等を基礎として配分しており、退職給付と類似の会計処理方法であることから退職給付に係る負債に含めて表示しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社清算損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記してまいります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 退職給付

(1) 当連結会計年度に計上した金額

退職給付に係る資産	34,283百万円
退職給付に係る負債	19,158百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

退職給付債務から年金資産の額を控除した価額を退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産に計上しております。退職給付債務は退職率、死亡率、昇給率等の仮定に基づき算定した退職給付見込額を現在価値に割り引いて算定しております。年金資産は期末時点の公正な評価額となっております。

退職給付債務、年金資産及び退職給付費用の算定において利用している重要な仮定は割引率と期待運用収益率であります。割引率は主に長期の優良社債の実質利回りに基づき決定しており、期待運用収益率は保有している年金資産の構成、過去の運用実績、市場金利動向等の経営環境を加味して決定しております。

金利動向等の大幅な変動等、予期しない経営環境の変化により、数理計算上の前提に変動が生じた場合には、損益に影響を与える可能性があります。

2. 税効果

(1) 当連結会計年度に計上した金額

繰延税金資産	13,656百万円
繰延税金負債	17,061百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産及び繰延税金負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額の一時差異、繰越欠損金等に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異及び繰越欠損金等が将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲で計上し、繰延税金負債は原則として全ての将来加算一時差異について計上しております。繰延税金資産及び繰延税金負債の算定は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税法等に従い、一時差異が回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて行っております。

繰延税金資産の回収可能性については、経営者等によって承認された事業計画、過去の課税所得の発生状況、タックス・プランニング等により評価を行っております。

繰延税金資産の回収可能性の評価の前提となる、経営環境の予期しない変化や税法の改正等により、繰延税金資産の回収可能額に変動が生じ、損益に影響を与える可能性があります。

3. 事業構造改革引当金

(1) 当連結会計年度に計上した金額

事業構造改革引当金	12,270百万円
事業構造改革費用	19,959百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループはN A S[®]電池の製造及び販売活動の終了に伴い、将来発生が見込まれる費用又は損失について事業構造改革引当金を計上しております。主な見積りの項目及びその見積りの方法等は以下の通りです。

① 棚卸資産の廃棄費用

N A S[®]電池の製造及び販売活動の終了に伴い、関連法令等に基づき廃棄が求められる当該事業に係る棚卸資産について、廃棄完了までに必要となる費用を今後の廃棄スケジュールに従って見積もり、事業構造改革引当金として計上しております。

廃棄費用の見積りは、棚卸資産の種類ごとに設定した廃棄単価に、見込廃棄数量を乗じる方法により算定しております。廃棄単価は廃棄物処理業者への委託単価のほか、当社内部において発生することが見込まれる作業費用及びその他諸経費等から構成されており、過去の廃棄実績を基礎として、各棚卸資産の廃棄方法に関する前提等を勘案し、将来の廃棄時点において適用される単価を見積もり、合理的に算定しております。

N A S[®]電池の廃棄に適用される法令・規制の変更、物価動向、廃棄方法を取り巻く外部環境の変化等により、廃棄費用の前提が変動する可能性があります。これらの前提に重要な変動が生じた場合には、事業構造改革引当金の追加計上又は戻入が発生する可能性があります。

② 当社の責任において提供すべきサービスに係る費用又は損失

既に販売・納入済みの製品に加え、今後納入予定の製品についても、安全にご使用いただくために必要なサービスを、製造及び販売活動の終了後も責任をもって提供する方針です。これらのサービスに係る費用又は損失を事業構造改革引当金として計上しております。

なお、当該サービスに係る事業構造改革引当金の計上にあたっては、顧客がN A S[®]電池を使用すると見込まれる期間や今後提供が必要となる可能性の高いサービス内容を考慮し、過去の実績及び最新の取引単価等を基礎として、将来発生が見込まれる人件費や諸経費等の費用又は損失を合理的に見積もっております。

N A S[®]電池の使用に適用される法令・規制の変更、顧客の使用状況や当該サービス提供に係る要望の変化、その他の経済環境の変化等により、当該費用又は損失の前提が変動する可能性があります。これらの前提に重要な変動が生じた場合には、事業構造改革引当金の追加計上又は戻入が発生する可能性があります。

(追加情報)

(事業区分の変更)

2026年1月29日開催の取締役会にて決議された2026年4月1日付の組織変更に伴い、当連結会計年度において「エンバイロメント事業」に含まれる低レベル放射性廃棄物処理装置を、翌連結会計年度より「エネルギー&インダストリー事業」へ事業区分を変更することといたしました。

組織変更後の各事業別の主要な履行義務の内容は以下の通りであります。

(エンバイロメント事業)

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売等、化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、加熱装置・耐火物を主とした産業機器関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

(デジタルソサエティ事業)

半導体製造装置用製品の製造・販売等、電子工業用製品を主とした電子部品関連の製造・販売等、ベリリウム銅製品及び金型製品を主とした金属関連の製品の製造・販売等を行っております。

(エネルギー&インダストリー事業)

機器（がいし洗浄装置・防災装置）、低レベル放射性廃棄物処理装置を主としたエネルギープラント関連の製品の製造・販売、サービスの提供、がいし、送電・変電・配電用機器を主としたがいし関連の製品の製造・販売等を行っております。

なお、変更後の事業区分に基づく当連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

主たる地域市場	エンバイロメント 事業	デジタル ソサエティ事業	エネルギー& インダストリー 事業	合計
日本	45,526	47,755	52,563	145,846
北米	77,989	52,546	14,059	144,594
欧州	141,752	5,637	472	147,862
アジア	121,061	99,273	2,682	223,017
その他	5,154	189	3,460	8,804
計	391,484	205,402	73,238	670,125
主要な財又はサービスの ライン				
自動車排ガス浄化用部品	300,699	—	—	300,699
センサー	68,080	—	—	68,080
産業機器関連	22,704	—	—	22,704
半導体製造装置用製品	—	143,251	—	143,251
電子部品	—	33,896	—	33,896
金属	—	28,255	—	28,255
エネルギープラント	—	—	10,503	10,503
がいし	—	—	50,963	50,963
その他	—	—	11,772	11,772
計	391,484	205,402	73,238	670,125
収益認識の時期				
一時点で移転される財又はサービス	385,710	205,402	65,991	657,104
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	5,773	—	7,247	13,020
計	391,484	205,402	73,238	670,125

(主要な財又はサービスのラインの区分変更)

2026年4月1日付の組織変更に伴い、「産業機器関連」に含まれていた低レベル放射性廃棄物処理装置及び「がいし」に含まれていた機器（がいし洗浄装置・防災装置）について、「エネルギープラント」に含めて表示しております。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	810,173百万円
2. 保証債務等	
(1) 保証債務	
① 保証債務	2,181百万円
② 保証予約債務	20百万円

(2) 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、名古屋地方裁判所において、2021年7月6日付（訴状送達日：2021年10月29日）で、インドネシア法人であるピーティアー・パイトン・エナジー（以下「パイトン社」）並びにその保険会社及び再保険者（以下総称して「原告ら」）から、損害賠償金として1億5,139万2,337.48米ドル（168億2,877万2,234円）及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けました。その後、原告らの2022年1月11日付の訴え変更申立書により、請求額が41.36米ドル（4,796円）増額され、1億5,139万2,378.84米ドル（168億2,877万7,030円）及びこれに対する遅延損害金に変更されております。なお、これらの損害賠償請求金額の円貨は、訴状及び訴え変更申立書に記載された金額であり、当社が連結計算書類を作成するために使用している為替レートとは異なる為替レートにて換算された金額です。

本訴訟は、2018年1月、パイトン社が運営するインドネシア所在の火力発電所（以下「本発電所」）において発生した変圧器の火災事故に関連して、原告らが、当社の製造物責任及び不法行為責任を主張し、当社に対して損害賠償及び当該賠償金に対する遅延損害金の支払いを求めるものであります。

なお、当社は、当該変圧器の一部品であるブッシング（2010年製）の販売元であり、当該ブッシングは、販売先である機器メーカーによって当該変圧器に組み込まれ、その後、プラントエンジニアリングメーカーを通じ、本発電所へ納入されたものです。当社は、原告らに対し責任を負うべき理由はないものと考え、原告らの主張を争うと共に請求却下を求めておりました。

その後の審理を経て、2025年10月に名古屋地方裁判所にて、原告らの請求をいずれも棄却する旨の判決が言い渡され、当社の勝訴が確定しております。

本判決は、当社の主張を全面的に認めるものであり、当社グループの業績に与える影響はありません。

3. 事業構造改革引当金

エナジーストレージ事業として展開するN A S[®]電池の製造及び販売活動の終了に伴い、将来発生が見込まれる費用又は損失について事業構造改革引当金を計上しております。その主な内容は、当該事業に係る棚卸資産の廃棄及び当社の責任において提供すべきサービスに係る費用等であります。

Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
絶縁放熱回路基板事業用資産	機械装置及び運搬具、 建設仮勘定等	日本、 マレーシア	2,392
パッケージ事業用資産	機械装置及び運搬具、 建設仮勘定等	日本、 マレーシア	1,290

当社グループは、主に内部管理上採用している事業により資産のグルーピングを行っており、また遊休資産等については個々の資産を資産グループとしております。

収益性の低下した事業用資産や遊休資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は建物及び構築物288百万円、機械装置及び運搬具1,635百万円、建設仮勘定2,525百万円、その他314百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額等により測定し、当該価額は第三者により合理的に算定された評価額等に基づき算定しております。

2. 事業構造改革費用

エナジーストレージ事業として展開するN A S[®]電池の製造及び販売活動の終了に係る費用又は損失であります。その主な内容は、棚卸資産の廃棄・評価に関する費用又は損失、及び当社の責任において提供すべきサービスに係る費用等であります。

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	297,956	—	5,713	292,243
合計	297,956	—	5,713	292,243
自己株式				
普通株式	4,861	5,720	5,949	4,632
合計	4,861	5,720	5,949	4,632

- (注) 1. 発行済株式の普通株式の減少株式数5,713千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。
2. 自己株式の普通株式の増加株式数5,720千株は、取締役会決議に基づく取得による増加5,713千株、単元未満株式の買取請求による増加1千株、取締役の逝去に伴う無償取得による増加5千株によるものであります。
3. 自己株式の普通株式の減少株式数5,949千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少5,713千株、ストック・オプションの行使による減少51千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少124千株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分による減少61千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	8,792	30.00	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年10月31日 取 締 役 会	普通株式	11,048	38.00	2025年9月30日	2025年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次の通り、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	12,079	利益剰余金	42.00	2026年3月31日	2026年6月30日

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 401,000 株
(118,000)

(注) 「新株予約権の目的となる株式の数」の()内の数字は内数で、当連結会計年度末日において権利行使の条件を満たしているため、権利行使ができる新株予約権の目的となる株式の数であります。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金は金融機関からの借入や社債により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

また、有価証券及び投資有価証券は主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債は、主に設備資金に係る資金調達であります。デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、外貨建の借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び支払金利の軽減を目的とした金利通貨スワップ、借入金に係る支払金利の軽減を目的とした金利スワップ、エネルギー等に係る調達価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業組合出資金は、次表には含めておりません（（注）1. 参照）。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 有価証券及び 投資有価証券	204,879	204,757	△121
(2) 社債	(62,000)	(55,022)	6,977
(3) 長期借入金（※2）	(175,272)	(161,930)	13,342
(4) デリバティブ取引（※3）	(2,860)	(2,860)	－

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等及び投資事業組合出資金に関する事項

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次の通りであり、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額
市場価格のない株式等 (※1)	3,675
投資事業組合出資金 (※2)	1,453

(※1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 投資事業組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、

活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、

レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	75,186	4,937	—	80,124
その他	—	7,082	—	7,082
資産計	75,186	12,020	—	87,206
デリバティブ取引				
通貨関連	—	621	—	621
金利関連	—	11	—	11
商品関連	—	—	2,226	2,226
負債計	—	633	2,226	2,860

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	5,944	—	5,944
社債	—	50,806	—	50,806
その他有価証券				
その他	—	60,800	—	60,800
資産計	—	117,550	—	117,550
社債	—	55,022	—	55,022
長期借入金	—	161,930	—	161,930
負債計	—	216,952	—	216,952

3. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 資産

① 有価証券及び投資有価証券

株式は主として取引所の価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。投資信託の時価は、公表されている基準価格等によっており、レベル2の時価に分類しております。国債・地方債等及び社債の時価は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。その他に含まれる譲渡性預金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

② デリバティブ取引

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

また、商品スワップの時価は、重要な観察できないインプットを用いて割引キャッシュ・フロー法により算定しており、レベル3に分類しております。市場で観察できないインプットとしては、予想為替レート、予想電力購入量、予想エネルギー価格があります。

(2) 負債

① 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

② 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

レベル3の時価に分類される金融商品について、当社自身が観察できない時価の算定に係るインプットを推計していないため、時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報等の注記は省略しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	デリバティブ取引(※1) 商品スワップ
期首残高	(142)
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上(※2)	(2,067)
その他の包括利益に計上	107
購入、売却、発行及び決済	-
レベル3の時価への振替	-
レベル3の時価からの振替	-
その他	(123)
期末残高	(2,226)
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益(※2)	(2,067)

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となるため、()で示しております。

(※2) 連結損益計算書の「営業外費用」の「デリバティブ評価損」に含めております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、金融商品の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いて評価担当者が公正価値を測定及び分析しております。また、算出された価格は担当部及び外部専門家が妥当性を検証しております。

VI 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

主たる地域市場	エンバイロメント 事業	デジタル ソサエティ事業	エネルギー& インダストリー 事業	合計
日本	53,511	47,755	44,578	145,846
北米	77,989	52,546	14,059	144,594
欧州	141,752	5,637	472	147,862
アジア	121,061	99,273	2,682	223,017
その他	5,154	189	3,460	8,804
計	399,469	205,402	65,253	670,125
主要な財又はサービスの ライン				
自動車排ガス浄化用部品	300,699	—	—	300,699
センサー	68,080	—	—	68,080
産業機器関連	30,690	—	—	30,690
半導体製造装置用製品	—	143,251	—	143,251
電子部品	—	33,896	—	33,896
金属	—	28,255	—	28,255
エナジーストレージ	—	—	11,772	11,772
がいし	—	—	53,481	53,481
計	399,469	205,402	65,253	670,125
収益認識の時期				
一時点で移転される財又はサービス	387,786	205,402	63,915	657,104
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	11,683	—	1,337	13,020
計	399,469	205,402	65,253	670,125

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 顧客との契約及び履行義務に関する情報

当社グループは製品等の引渡し後に生じた製品の欠陥等による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有している取引があります。当該保証義務は、製品等が顧客との契約に定められた仕様に従って意図した通りに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として必要に応じて修理又は交換に要する費用を見積もっております。

当社グループは製品が顧客に着荷又は顧客が検収した後、概ね3か月程度で対価を受領しております。なお、主に請負契約に該当する一部の履行義務については、着手金や履行義務の進捗に応じて段階的に対価を受領しております。

なお、当社グループの締結する契約に重要な金融要素は含まれていないため、金利相当分の調整は行っておりません。

(2) 取引価格の算定に関する情報

当社グループの一部契約には以下の変動対価に該当する取引が含まれているため、取引価格に反映させております。

① 仮単価

正式な取引単価が妥結するまで、顧客との合意に基づき仮単価にて取引を行っている履行義務があります。当該仮単価で行っている履行義務については、妥結すると見込まれる取引単価を見積もり、収益を認識しております。

② リベート

顧客との契約により、一定期間内に一定量を顧客が購入した場合に値引きを行う数量リベート等を行っております。数量リベート等については達成する可能性が高いと見積もった目標数量に応じた値引額を反映した価額で収益を認識しております。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報

当社グループの請負契約に該当する取引については、他の用途に転用することができない資産が生じ、かつ義務の履行を完了した部分について、対価を受取る強制力のある権利を有しているため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

当該請負契約は、原価の発生進捗が当社グループの履行義務の充足の状況に近似しているため、発生した原価を基礎としたインプットに基づき、一定の期間にわたり収益を認識

しております。

進捗度の測定は、履行義務ごとに、期末日までに発生した原価が見積総原価に占める割合に基づいて行っております。なお、進捗度を合理的に見積もることができない場合は、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識（原価回収基準による収益の認識）しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	121,471
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	134,256
契約資産（期首残高）	13,999
契約資産（期末残高）	9,673
契約負債（期首残高）	12,030
契約負債（期末残高）	7,519

契約資産は、主に請負契約等を締結している製品又はサービスについて、期末日時点で一部又は全部の履行義務を充足しているが、顧客に請求していない対価であります。契約資産は、対価を受取る権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は請負契約等に基づく履行に先立ち受領した支払いに係るものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は10,936百万円であります。

また、契約資産が期首より4,325百万円減少した主な理由は、請負契約に該当する大型取引について当連結会計年度中に顧客の検収が完了したため、顧客に対し対価を請求したことにより、顧客との契約から生じた債権に振替えられた影響によるものであります。契

約負債が期首より4,510百万円減少した主な理由は、顧客より着手金を受領していた大型案件について、収益を認識したことに伴い取り崩したことによるものであります。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価額

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において33,667百万円であります。当該履行義務が収益として認識される時期は約55%が期末日後1年以内、約35%が期末日後1年超3年以内、約10%が期末日後3年超と見込んでおります。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

Ⅶ 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産	2,811円27銭
2. 1株当たり当期純利益	206円32銭

Ⅷ 重要な後発事象に関する注記

(組織再編)

当社は、2025年10月31日開催の取締役会において、2026年4月1日を効力発生日として当社の完全子会社であるNGKエレクトロデバイス株式会社（以下、NGKED）の営業部門を、会社分割（簡易吸収分割）の方法により当社へ承継すること（以下、本会社分割）を決議いたしました。

また、当社の完全子会社であるエヌジーケー・セラミックデバイス株式会社（以下、NCDK）を存続会社とする吸収合併（以下、本合併）を、NGKEDに対して実施し製造部門を取得いたしました（NGKEDは消滅会社となります）。

本組織再編においては、本会社分割を実施したうえで、同日に本合併を実施いたしました。

1. 組織再編の目的

当社グループのセラミックパッケージ事業は、これまでNGKEDが開発、製造、営業の全機能を担ってまいりましたが、人材確保の困難さや事業運営の効率性の観点から、競争力の維持・強化が課題となっております。当社グループが保有する独自のセラミック技術を最大限に活用し、セラミックパッケージ事業を含む電子デバイス事業の持続的な成長と競争力の強化を図るため、本会社分割を含む事業体制の再編を以下の通り実施いたしました。

- ・当社の完全子会社であるNGKEDの営業部門を簡易吸収分割の方法により当社へ承継し、効率化を図ります。また、セラミックパッケージ事業に係る開発は当社が新たに担い、他分野との相乗効果や開発推進力の向上を目指します。
- ・当社の完全子会社で当社からの製造委託を担うNCDKを存続会社とする吸収合併を、NGKEDに対して実施し製造部門を取得いたしました。

2. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

取締役会決議日	2025年10月31日
吸収分割契約の締結日	2026年 1月29日
吸収分割の効力発生日	2026年 4月 1日

(注) 本会社分割は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、株主総会の承認決議を経ずに行いました。

(2) 本会社分割の方式

当社を承継会社とし、NGK E Dを分割会社とする吸収分割です。

3. 本会社分割の当事会社の概要 (2026年3月31日時点)

	承継会社	分割会社
名称	日本ガイシ株式会社 (注)	NGKエレクトロデバイス株式会社
直前事業年度の財政状態 及び経営成績	2026年3月期 [連結]	2026年3月期 [単体]
純資産	817,352百万円	△17,736百万円
総資産	1,243,330百万円	11,443百万円

(注) 2026年4月1日付で当社は「日本ガイシ株式会社」から「NGK株式会社」に商号を変更しております。

4. 本会社分割により承継する事業部門の内容

(1) 本会社分割により承継する部門の事業内容

NGK E Dの営業部門

(2) 本会社分割により承継する部門の経営成績 (2026年3月期)

売上高 : 15,436百万円

5. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として翌連結会計年度に会計処理を行っております。

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2026年4月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議いたしました。なお、当該決議に基づく自己株式の取得は、2026年5月1日に完了しております。

1. 自己株式の取得及び消却理由

資本効率向上と経営環境に応じた弾力的な資本政策を遂行するため

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得した株式の種類	当社普通株式
(2) 取得した株式の総数	6,250,000株
(3) 株式の取得価額の総額	31,006,250,000円
(4) 取得日	2026年5月1日
(5) 取得方法	名古屋証券取引所の自己株式立会外買付取引 (N-NET3) による買付け

3. 消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の総数	6,250,000株
(3) 消却予定日	2026年6月1日 (予定)

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				
					固定資産圧縮積立金	オープンイノベーション促進積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	
2025年4月1日 残高	70,064	70,350	0	70,351	1,484	249	217,617	219,352	219,352
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△65		65	—	—
剰余金の配当							△19,841	△19,841	△19,841
当期純利益							51,692	51,692	51,692
自己株式の取得									
自己株式の処分			△9	△9					
自己株式の消却			△12,899	△12,899					
利益剰余金から資本剰余金への振替			12,875	12,875			△12,875	△12,875	△12,875
譲渡制限付株式報酬			32	32					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	△65	—	19,040	18,975	18,975
2026年3月31日 残高	70,064	70,350	—	70,350	1,419	249	236,657	238,327	238,327

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2025年4月1日 残高	△8,828	350,939	32,342	10	32,353	777	384,070
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		—					—
剰余金の配当		△19,841					△19,841
当期純利益		51,692					51,692
自己株式の取得	△15,004	△15,004					△15,004
自己株式の処分	101	92					92
自己株式の消却	12,899	—					—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—					—
譲渡制限付株式報酬	373	405					405
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			12,099	△10	12,088	△92	11,996
事業年度中の変動額合計	△1,630	17,344	12,099	△10	12,088	△92	29,340
2026年3月31日 残高	△10,458	368,283	44,442	—	44,442	684	413,410

(注) 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

子会社株式・出資金及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準：時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法：

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械及び装置 6年～9年

(2) 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当事業年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 製品保証引当金

販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積もり、計上しております。

(5) 事業構造改革引当金

当社は、N A S[®]電池の製造及び販売活動の終了に伴い、将来発生が見込まれる費用又は損失について事業構造改革引当金を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 主要な事業における主な履行義務の内容

当社は独自のセラミック技術を応用し、社会の基盤を支え、環境保全に役立つ様々な製品を製造、販売しております。事業別の主な履行義務の内容は以下の通りであります。

(エンバイロメント事業)

自動車排ガス浄化用部品及びセンサーの製造・販売等、化学工業用耐蝕機器、液・ガス用膜分離装置、加熱装置・耐火物、低レベル放射性廃棄物処理装置を主とした産業機器関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

(デジタルソサエティ事業)

半導体製造装置用製品の製造・販売等、電子工業用製品を主とした電子部品関連の製造・販売等、ベリリウム銅製品を主とした金属関連の製品の製造・販売等を行っております。

(エネルギー&インダストリー事業)

電力貯蔵用NAS[®]電池を主としたエナジーストレージ関連の製品の製造・販売、サービスの提供、がいし、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置を主としたがいし関連の製品の製造・販売、サービスの提供を行っております。

(2) 履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

当社は以下の①～③の場合を除き、国内販売については主に製品が顧客に着荷した時点又は顧客の検収が完了した時点等、輸出販売については主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき顧客にリスクが移転したと判断される時点等で、提供した資産等に関する対価を収受する権利を当社が有し、法的所有権、物理的占有、重大なリスク等が顧客に移転することから、資産に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

① 請負契約

主にエンバイロメント事業及びエネルギー&インダストリー事業で締結している請負契約については製品又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 役務提供が付随する製品販売

主にエンバイロメント事業及びエネルギー&インダストリー事業で行っている製品販売について、当該製品販売に関連する据付工事や試運転等の役務提供を別契約として締結した場合であっても、当該製品販売とそれに付随する役務提供契約は単一の履行義務として、役務提供完了時に資産等に対する支配が顧客に移転したものと判断し、収益を認識しております。

③ ライセンスの供与

主にエンバイロメント事業においては、連結子会社との間で知的財産に係る契約を締結しており、売上高ベースのロイヤルティに係る収益を認識しております。

当該収益は、算定基礎となる売上が発生した時点と売上高ベースのロイヤルティが配分されている履行義務が充足される時点のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

・ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 退職給付

(1) 当事業年度に計上した金額

前払年金費用	10,572百万円
退職給付引当金	13,500百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(会計上の見積りに関する注記) 1. 退職給付」に記載した内容と同一であります。

2. 税効果

(1) 当事業年度に計上した金額

繰延税金負債	3,112百万円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(会計上の見積りに関する注記) 2. 税効果」に記載した内容と同一であります。

3. 事業構造改革引当金

(1) 当事業年度に計上した金額

事業構造改革引当金	12,270百万円
事業構造改革費用	19,959百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(会計上の見積りに関する注記) 3. 事業構造改革引当金」に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

(事業区分の変更)

連結注記表「Ⅰ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (追加情報) (事業区分の変更)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	241,208百万円
2. 保証債務等	
(1) 保証債務	
関係会社の借入金	16,493百万円
関係会社の預り保証金	2,181百万円
関係会社の仮想電力購入契約	3,306百万円
(2) 保証予約債務	20百万円

(3) 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、名古屋地方裁判所において、2021年7月6日付（訴状送達日：2021年10月29日）で、インドネシア法人であるピーティー・パイトン・エナジー（以下「パイトン社」）並びにその保険会社及び再保険者（以下総称して「原告ら」）から、損害賠償金として1億5,139万2,337.48米ドル（168億2,877万2,234円）及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けました。その後、原告らの2022年1月11日付の訴え変更申立書により、請求額が41.36米ドル（4,796円）増額され、1億5,139万2,378.84米ドル（168億2,877万7,030円）及びこれに対する遅延損害金に変更されております。なお、これらの損害賠償請求金額の円貨は、訴状及び訴え変更申立書に記載された金額であり、当社が計算書類を作成するために使用している為替レートとは異なる為替レートにて換算された金額です。

本訴訟は、2018年1月、パイトン社が運営するインドネシア所在の火力発電所（以下「本発電所」）において発生した変圧器の火災事故に関連して、原告らが、当社の製造物責任及び不法行為責任を主張し、当社に対して損害賠償及び当該賠償金に対する遅延損害金の支払いを求めるものであります。

なお、当社は、当該変圧器の一部品であるブッシング（2010年製）の販売元であり、当該ブッシングは、販売先である機器メーカーによって当該変圧器に組み込まれ、その後、プラントエンジニアリングメーカーを通じ、本発電所へ納入されたものです。当社は、原告らに対し責任を負うべき理由はないものと考え、原告らの主張を争うと共に請求却下を求めておりました。

その後の審理を経て、2025年10月に名古屋地方裁判所にて、原告らの請求をいずれも棄却する旨の判決が言い渡され、当社の勝訴が確定しております。

本判決は、当社の主張を全面的に認めるものであり、当社の業績に与える影響はありません。

3. 関係会社に対する債権及び債務

短期金銭債権	53,883百万円
長期金銭債権	46,204百万円
短期金銭債務	35,874百万円

4. 事業構造改革引当金

エナジーストレージ事業として展開するN A S[®]電池の製造及び販売活動の終了に伴い、将来発生が見込まれる費用又は損失について事業構造改革引当金を計上しております。その主な内容は、当該事業に係る棚卸資産の廃棄及び当社の責任において提供すべきサービスに係る費用等であります。

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

150,406百万円

仕入高等

150,951百万円

営業取引以外の取引高

34,109百万円

2. 事業構造改革費用

エナジーストレージ事業として展開するN A S[®]電池の製造及び販売活動の終了に係る費用又は損失であります。その主な内容は、棚卸資産の廃棄・評価に関する費用又は損失、及び当社の責任において提供すべきサービスに係る費用等であります。

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増 (千株)	加 (千株)	減 (千株)	少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	4,861		5,720		5,949	4,632

- (注) 1. 自己株式の普通株式の増加株式数5,720千株は、取締役会決議に基づく取得による増加5,713千株、単元未満株式の買取請求による増加1千株、取締役の逝去に伴う無償取得による増加5千株によるものであります。
2. 自己株式の普通株式の減少株式数5,949千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少5,713千株、ストック・オプションの行使による減少51千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少124千株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分による減少61千株によるものであります。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
棚卸資産	4,918
有形固定資産	3,570
投資有価証券	1,314
関係会社株式	8,922
関係会社出資金	4,423
未払金、未払費用	2,929
未払事業税	758
関係会社事業損失引当金	431
退職給付引当金	4,247
事業構造改革引当金	3,860
貸倒引当金	7,912
その他	2,242
繰延税金資産小計	45,529
評価性引当額	△24,028
繰延税金資産合計	21,500
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	19,443
前払年金費用	3,325
固定資産圧縮積立金	651
退職給付信託解約に伴う受入有価証券	1,113
その他	78
繰延税金負債合計	24,613
繰延税金負債純額	3,112

VI 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	NGK EUROPE GmbH (ドイツ)	所有 間接 100.0%	製品の販売、 役員の兼任	製品の販売 (注) 1	24,289	売掛金	7,706
子会社	NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O. O. (ポーランド)	所有 間接 95.0%	製品の購入、 製品の販売、 生産設備等の 供給、 役員の兼任	製品の販売 (注) 1	32,715	売掛金	8,297
子会社	NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD. (タイ)	所有 直接 95.0% 間接 0.0%	製品の購入、 生産設備等の 供給、 資金の貸付、 債務保証、 役員の兼任	債務保証 (注) 2	16,493	—	—
				資金の貸付 (注) 3 (注) 4	7,180	長期貸付金	11,704
子会社	エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社 (日本)	所有 直接 100.0%	製品の購入、 生産設備等の 供給、 資金の貸付、 建物・設備の 賃貸、 役員の兼任	製品等の購入 (注) 5	52,538	買掛金	4,571
				資金の貸付 (注) 3	△4,938	長期貸付金	9,852
子会社	NGKエレクトロデバイス株式会社 (日本)	所有 直接 100.0%	製品の購入、 資金の貸付、 設備の賃貸、 役員の兼任	資金の貸付 (注) 3	1,808	短期貸付金	1,960
				資金の貸付 (注) 6		長期貸付金	20,354

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

2. NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.の金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、金融機関からの借入金残高を記載しております。また、この債務保証に対して、被保証先の財政状態等を勘案し、前事業年度末に債務保証損失引当金1,842百万円を計上しておりましたが、当事業年度において全額を取崩し、営業外収益のその他に計上しております。
3. 貸付金の利率は市場金利を勘案して決定しており、取引金額には当事業年度における増減額（△は減少）を記載しております。

4. NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.への長期貸付金に対し、貸倒引当金7,368百万円を計上しております。なお、当事業年度において、3,533百万円の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上しております。
5. 価格その他の取引条件は、総原価を勘案して交渉の上決定しております。
6. NGKエレクトロデバイス株式会社への長期貸付金に対し、貸倒引当金17,593百万円を計上しております。なお、当事業年度において、3,212百万円の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上しております。

Ⅶ 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「Ⅵ 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 1,435円01銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 177円94銭 |

Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

(組織再編)

連結注記表「Ⅷ 重要な後発事象に関する注記（組織再編）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(自己株式の取得及び消却)

連結注記表「Ⅷ 重要な後発事象に関する注記（自己株式の取得及び消却）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。